

商品先物取引 取引開始基準（電子取引等）

1. 電子取引等の受託業務にあたり、その受託が不相当と判断される者

当社は、次に掲げる事項に該当する者に対し、適合性の審査及び取引の受託は行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引を行うに当たり支障をきたすと思われる疾病がある者
- (5) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 取引証拠金等の額を上回る損失が生じるおそれのある取引について、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (8) 口座開設時に 75 歳以上の者
- (9) 委託者等又はその実質的支配者が PEPs (Politically Exposed Persons) の該当者
- (10) 商品先物取引を行う適格性に疑問があると当社が判断した者

2. 電子取引等の受託業務にあたり一定の要件を満たし、その旨の申出書が必要となる者

当社は、次に掲げる事項に該当する者に対し、適合性の審査及び取引の受託は行いません。

ただし、当社の規定する要件を満たし、その旨を申出た場合はこの限りではありません。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により生計が収入全体の過半を占めている者
- (2) 口座開設時に 25 歳未満の成年または 65 歳以上 75 歳未満の高齢者
- (3) 取引期間中または取引を再開する際に満 75 歳を迎えた高齢者
- (4) 一定の収入（目安として年間収入 500 万円以上）を得ていない者
- (5) 公金取扱者

商品先物取引 取引開始基準（対面取引）

当社は対面取引を取り扱っておりませんが、以下を商品先物取引（対面取引）の取引開始基準として、当社を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者であるカネツ商事株式会社に遵守させ、同基準に従い当社にて最終的な審査をしております。

1. 常に不相当と認められる勧誘および受託

当社は、次に掲げる事項に該当する者に対し商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行い

ません。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等で随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引を行うに当たり支障をきたすと思われる疾病がある者
- (5) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (8) 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引について、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引を望まない者
- (9) 顧客等又はその実質的支配者が PEPs (Politically Exposed Persons) の該当者
- (10) その他商品デリバティブ取引を行う適格性を有しないと当社が判断する者

2.原則に照らして、不適当と認められるおそれのある勧誘

原則に照らして、不適当と認められるおそれのある勧誘には次のような勧誘が該当します。ただし、例外要件を満たす場合はこの限りではありません。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）に対する勧誘
- (2) 一定以上の収入を有しない者（年収 500 万円未満）に対する勧誘
- (3) 75 歳以上の者に対する勧誘（ただし、現在取引中の委託者は除く。）
- (4) デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘
- (5) 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に対する勧誘

以上